

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 みなと水道設備及び大和設備代表者和田伶

## 第2準備書面(被告)

平成31年4月5日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 長谷部 信



### 第1 原告第2準備書面に対する認否等

#### 1 同第1項

同項記載の主張等は、認否の対象ではない。

#### 2 同第2項

##### (1) 同1項

同項記載の主張等のうち、第2段落の「消費者の権利侵害が実施される可能性が否定できない場合」との点は、主張立証の観点からは不正確と思われるので争い、その余は、一般論であり、認否の対象ではない。

##### (2) 同2項

同項記載の主張等は、一般論であり、認否の対象ではない。

但し、「行うおそれがあるとき」とは、「不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合をいう」と解する点を否定するものではないが、あくまで主張立証責任は原告にあり、法律上の推定規定などはない。

(3) 同3項

同項記載の主張は、争う。

3 同第3項

(1) 同1項

ア 同(1)項

同項記載の主張等のうち、甲8の回答書、被告第1準備書面4頁の記載内容は認めるが、その余は、否認ないし争う。

なお、被告は、今後、みなと水道設備、大和設備ないし被告個人名義で、訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約書を締結することはない。

イ 同(2)項

(ア) 同項柱書

同項柱書記載の主張等は、否認ないし争う。

(イ) 同ア項

同項記載の主張等は、認否の対象ではない。

(ウ) 同イ項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

(エ) 同ウ項

同項記載の主張等のうち、乙1の記載は認めるが、その余は否認ないし争う。

ウ 同(3)項

同項記載の主張は、争う。

(2) 同2項

ア 同(1)項

同項記載の主張は、否認ないし争う。

繰り返し指摘しているとおり、被告は、甲5、6の記載内容について、否認しており、また、甲5、6には、「相談者の申出を要約したものであり、

事実関係が必ずしも確認されたものではありません。」旨明記されている。

また、その相談内容を検討しても、そのほとんどは、金額が高いなどの内容であり、被告が工事請負契約の申込みの撤回もしくは解除の場面で不実告知や威迫困惑行為をしたとの相談は特定できない。また、原告が殊更に指摘する平成29年11月についても、25件の相談中、「消費者から契約の解除を求めると高圧的に拒絶された等の相談」は、1件も存在しない（「No.000048」も契約の解除を求めたとは明示されていない）。

イ 同（2）項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

ウ 同（3）項

同項記載の主張等のうち、「今後も、消費者に対し、従前どおりの対応を続けることが見込まれる。」との点は否認ないし争い、その余は、認める。

既に指摘したとおり、被告は、今後、みなと水道設備、大和設備ないし被告個人名義で、訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約書を締結することはない。

エ 同（4）項

同項記載の主張は、争う。

（3）同3項

同項記載の主張は、争う。

第2 被告主張の補充（原告は主張立証責任を果たしていないこと）

1 被告個人が訪問販売にかかる上下水道工事業務を現時点で行い、また、今後  
も行うとの主張立証がないこと

原告の請求は、被告が現時点でも訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し、今後も同契約を締結することを前提としている。

しかしながら、被告は、現時点、そして、今後も、みなと水道設備、大和設

備ないしは被告の個人名を含めて、被告個人が、訪問販売にかかる上下水道工事に関する工事請負契約を締結することはなく、請求の前提を欠いている。

被告個人が訪問販売にかかる上下水道工事業務を現時点で行い、また、今後行うとの主張立証責任は、原告にあるので、原告は、被告が現時点でも訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し、今後も同契約を締結することを具体的に主張立証されたい。

## 2 被告が不実告知や威迫困惑行為を現に行い又は行うおそれがあるとの主張立証がないこと

被告は、兵庫県弁護士会を通じて、独立行政法人国民生活センターに対して、平成30年4月22日から平成31年1月16日までの「みなと水道設備」及び「大和設備」に関する相談件数、内容を照会したが、その結果が、乙2である。

乙2によれば、「みなと水道設備」については、平成30年5月以降、「みなと水道設備」に関する相談はない（No.000001は、「別業者」である。

「大和設備」についても、平成30年7月以降、ほとんど相談はなく、平成30年12月からは、全く相談がない。

被告は、相談内容を認めるものではないが、その内容も、代金が高額であるとの相談がほとんどであり、被告が、工事請負契約の申込みの撤回若しくは解除の場面で不実告知や威迫困惑行為をしたとの相談は見当たらない。

なお、No.000013については、内容は否認するが、再工事の依頼であり、契約の申込みの撤回や解除の場面ではない。また、No.000031についても、内容は否認するが、特定商取引法第26条6項1号のクーリング・オフ等の適用が除外される訪問販売の形態である可能性が高い。

## 3 まとめ

原告は、甲5、6を論拠に本訴を提起しているが、甲5、6から立証できる事実は、「みなと水道設備」、「大和設備」名義での相談が多かった事実のみであ

る。その相談内容も金額が高額であるというような内容がほとんどであり、被告が不実告知や威迫困惑行為を現に行ったことが明白な相談内容は特定できない。

結局、原告の主張立証を通読しても、被告個人が、訪問販売にかかる上下水道工事業務を現時点で行い、また、今後行うこと、そして、被告が不実告知や威迫困惑行為を現に行い又は行うおそれがあるとの主張立証がないことに尽きるものであり、原告の請求はいずれも理由がなく、棄却されるべきである。

以上